

学校法人武蔵野美術大学寄附行為

2020（令和2）年6月5日施行

学校法人武蔵野美術大学寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は学校法人武蔵野美術大学と称する。

(事務所)

第2条 この法人は事務所を東京都小平市小川町一丁目736番地に置く。

第2章 目的及び設置する学校

(目的)

第3条 この法人は教育基本法及び学校教育法に従い、私立学校を設置することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は前条に規定する目的を達成するため次に掲げる学校を設置する。

武蔵野美術大学

大学院

造形研究科

造形構想研究科

造形学部

日本画学科

油絵学科

彫刻学科

視覚伝達デザイン学科

工芸工業デザイン学科

空間演出デザイン学科

建築学科

基礎デザイン学科

映像学科

芸術文化学科

デザイン情報学科

通信教育課程

油絵学科

工芸工業デザイン学科

芸術文化学科

デザイン情報学科

造形構想学部

クリエイティブイノベーション学科

映像学科

2 削除

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事 9人以上11人以内
- (2) 監事 2人以上3人以内

2 理事のうち1人は理事の互選により理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事会)

第6条 この法人に理事をもつて組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事会に議長を置き理事長をもつてあてる。

5 理事長は理事の3分の1以上から会議に附議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から7日以内にこれを招集しなければならない。

6 理事会は、理事の過半数の出席がなければその議事を開き、議決することが出来ない。ただし、第10項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

7 前項の場合において、理事会に附議される事項につき書面をもつてあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

8 理事会の議事は法令に特別の規定がある場合及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

9 前項の場合、議長は理事として議決に加わることはできない。

10 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
(理事の代表権の制限)

第7条 理事長たる理事以外の理事はこの法人の行う業務についてこの法人を代表しない。
(常務理事等)

第7条の2 理事長は、理事会の意見をきいて、理事長の業務を補佐するために、理事の中から、常務理事1名又は2名を任命することができる。

2 理事長は、理事会の意見をきいて、理事長の業務を補佐するために、理事に特定の業務を担当させることができる。

3 常務理事又は特定の業務を担当する理事の任務は、これを任命した理事長とともに終任する。ただし、理事長が欠けたときは、理事長が互選されるまで、第8条に定める理事長職務代理を補佐する。

4 理事長は、理事会の意見をきいて、常務理事の任又は特定の業務の担当を解くことができる。

(理事長の職務の代理等)

第8条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは理事長があらかじめ指名する他の理事が順次に理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

(理事の選任等)

第9条 理事は次の各号に掲げる者とする。

(1) 武蔵野美術大学の学長

(2) 評議員のうちから評議員の互選によつて定められた者5人以上6人以内

(3) 前2号に規定する理事の過半数以上をもつて選任された者3人以上4人以内

2 前項第1号及び第2号に規定する理事は学長又は評議員の職を退いた時は理事の職を失うものとする。

3 私立学校法第40条に定めるほか、前々項第2号及び第3号に定める理事の定数の下限に欠員が生じた場合は、4月以内にこれを補充しなければならない。

(監事の選任及び職務)

第10条 監事は、この法人の理事、評議員、職員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族を除く者のうちから評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 監事は次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

(4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

4 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

5 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員任期等)

第11条 役員（第9条第1項第1号に規定する理事を除く。この条中以下同じ）の任期は4年とする。ただし補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は3期を超えて連続して就任してはならない。
- 3 役員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務（理事長にあっては、その職務を含む。）を行う。
- 4 理事長、理事（第9条第1項第1号に規定する理事を除く。）又は監事が次の各号の一に該当するに至つたときは、理事会において理事の4分の3以上の議決及び評議員会において出席評議員の4分の3以上の議決により任を解くものとする。
 - (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき。
- 5 役員は次の事由によつて退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
 - (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至つたとき。

第4章 評議員会及び評議員

（評議員会）

第12条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は21人以上27人以内の評議員をもつて組織する。
- 3 評議員会は理事長が招集する。
- 4 評議員会に議長を置き評議員の互選で定める。
- 5 理事長は評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に附議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から20日以内にこれを招集しなければならない。
- 6 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければその議事を開き、議決をすることが出来ない。ただし、第10項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

7 前項の場合において、評議員会に附議される事項につき書面をもつてあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

8 評議員会の議事は、法令に特別の規定がある場合及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 前項の場合において議長は評議員として議決に加わることが出来ない。

10 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(諮問事項)

第13条 次に掲げる事項については、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(1) 予算及び事業計画

(2) 事業に関する中期的な計画

(3) 借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分

(4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準

(5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(6) 寄附行為の変更

(7) 合併

(8) 目的たる事業の成功の不能による解散

(9) 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産の帰属者の選定

(10) 寄附金品の募集に関する事項

(11) 剰余金の処分に関する事項

(12) 寄附行為の施行細則に関する事項

(13) その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項

(評議員会の意見具申等)

第14条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任等)

第15条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員（法人の設置する学校の教員その他の職員を含む。この条中以下同じ）のうちから理事会において選任された者7人以上9人以内
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから理事会において選任された者3人以上4人以内
- (3) 理事のうちから理事の互選によつて定められた者4人以上5人以内
- (4) 学識経験者のうちから前各号に規定する評議員の過半数以上をもつて選任された者7人以上9人以内

2 前項第1号及び第3号に規定する評議員はこの法人の職員又は理事の職又は地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

3 前々項各号に定める評議員の定数の下限に欠員が生じた場合は、4月以内にこれを補充しなければならない。

4 評議員が次の各号の一に該当するに至つたときは、理事会において理事の4分の3以上の議決及び評議員会において出席評議員の4分の3以上の議決により任を解くものとする。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき。

5 評議員は次の事由によつて退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

(評議員の任期等)

第16条 評議員の任期は4年とする。ただし補欠又は増員による評議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 評議員はその任期満了の後でも後任者が選任されるまではなおその職務を行う。

3 評議員は再任されることが出来る。

第5章 資産及び会計

(資産)

第17条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第18条 この法人の資産はこれを分けて基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については寄附者の指定がある場合にはその指定に従つて基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第19条 基本財産はこれを消費し又は担保に供してはならない。ただしこの法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは理事の3分の2以上の同意を得てその一部に限り処分することが出来る。

(運用財産の保管)

第20条 運用財産のうち現金は確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか、又は預貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第21条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第22条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事の3分の2以上の同意がなければならない。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、理事会で定める期間ごとに、理事長において編成し、理事の3分の2以上の同意がなければならない。

(決算及び実績の報告)

第23条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 決算及び事業の実績は、毎会計年度終了後2月以内に、理事長において監事の意見を附して評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 会計の決算上剰余を生じたときはその一部又は全部を基本財産若しくは運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰り越すものとする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第24条 予算をもつて定めるものを除くほか新たに義務の負担をし又は権利の放棄をしようとするときは理事の3分の2以上の同意がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く)についても同様とする。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第25条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(資産総額の変更登記)

第26条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第27条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散

(解散)

第28条 この法人は私立学校法第50条第1項第2号から第6号までに掲げる事由によるほか、理事の3分の2以上の同意及び評議員会の議決によつて解散する。

2 前項による解散は文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

3 目的たる事業の成功の不能に因る解散は、理事の3分の2以上の同意がなければならない。

4 前項の事由による解散は文部科学大臣の認定を受けなければその効力を生じない。

(残余財産の帰属者)

第29条 解散(合併又は破産による解散を除く)した場合における残余財産は他の学校法人その他教育の事業を行う者のうちから理事の3分の2以上の同意によつて選定された者に帰属する。

(合併)

第30条 合併しようとする時は、理事の3分の2以上の同意がなければならない。

2 合併は文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第31条 この寄附行為を変更しようとするときは理事の3分の2以上の同意がなければならない。

第8章 公告の方法その他

(公告の方法)

第32条 この法人の公告は武蔵野美術大学の掲示場に掲示して行う。

(責任の免除)

第33条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第34条 理事(理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執

行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 50 万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(施行細則)

第 35 条 この寄附行為の施行についての細則は理事会において定める。

附 則

この寄附行為は、組織変更の登記の日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 32 年 3 月 15 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 37 年 1 月 20 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 44 年 3 月 15 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 48 年 3 月 28 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 60 年 2 月 28 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 63 年 3 月 30 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成元年 12 月 22 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 3 年 3 月 25 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 8 年 4 月 22 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 10 年 12 月 22 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 13 年 12 月 20 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 15 年 9 月 30 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 15 年 10 月 14 日）から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 16 年 3 月 31 日）から施行する。
- 2 第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、この寄附行為の施行の日において役員である者は、現に 1 期に在任するものとみなす。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 18 年 1 月 20 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 23 年 3 月 22 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 30 年 8 月 15 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 2 年 6 月 5 日）から施行する。